

スタートアップ投資を後押しする「エンジェル税制」

近年、政府は、新しいアイデアや技術を基にしたビジネスを展開し、短期間で急成長を目指す企業、いわゆる「スタートアップ」を新たな成長の担い手と位置づけ、民間資金を成長分野へ循環させるための環境整備を進めています。こうした取組を税制面から支える仕組みの一つがエンジェル税制です。本稿では、本制度における優遇措置A・Bを中心に、株式の売却により損失が生じた場合の取扱い及び利用手続き、主な適用要件を解説します。

1. エンジェル税制の概要

エンジェル税制とは、スタートアップ企業の株式（以下、「特定株式」）を個人が取得した場合に、投資時や株式売却時に、所得税に関する税制上の優遇措置を受けられる制度です。この制度には大きく2つの特徴があります。一つは、特定株式に投資した額をその年の所得や他の株式等の売却益から差し引くことで、その年の所得税の負担を抑える効果（課税繰延効果）があるという点で、もう一つは、特定株式の売却により損失が生じた場合に、その損失を一定条件のもと他の株式等の売却益から差し引いて税金を計算することができるという点です※。

※このように利益と損失を差し引いて課税対象となる所得を計算する取扱いを「損益通算」といいます。

2. エンジェル税制の仕組み

エンジェル税制の詳しい仕組みについては、以下の通りです。

①投資時：優遇措置A・B

個人投資家は、スタートアップ企業に投資を行った年において、優遇措置Aまたは優遇措置Bのいずれか適したものを選択できます。優遇措置Aは総所得金額等からの控除、優遇措置Bは株式等の譲渡所得等の金額の計算上、投資額を控除する制度です。

②株式譲渡時：損益通算（損失発生時）

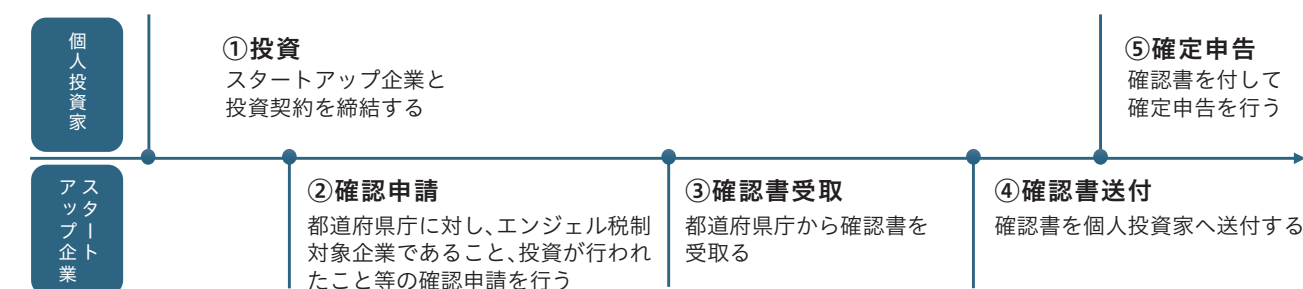
特定株式の譲渡時に譲渡損失が発生した場合は、その他の株式譲渡益と損益通算ができます。また、その年に相殺しきれなかった譲渡損失については、翌年以降3年にわたり相殺が可能です。万が一、スタートアップ企業が破産、解散等をした場合も同様です。

以上のように、エンジェル税制では、「投資時」と「譲渡時」の2つのタイミングで、個人投資家に対して所得税の優遇措置が講じられる仕組みとなっています。

なお、優遇措置Bは改正により、メリットが広がりました。スタートアップ企業へ投資したその前の年に他の株式の株式譲渡益がある場合、その譲渡益からも投資額を差し引くことができ、結果、個人投資家は払い過ぎとなった税金の還付を受けることができます。

3. エンジェル税制の利用手続き

エンジェル税制の利用手続きの流れは、以下の通りになります。



また、スタートアップ企業には、事前にエンジェル税制の対象か否かを確認し、事前確認書の取得や経済産業省や都道府県庁のホームページに自社情報を掲載することが可能となる「事前確認制度」が設けられています。

4. エンジェル税制の対象要件

エンジェル税制を利用するには、個人投資家による資金の払込期日の時点で、個人投資家とスタートアップ企業の双方が、下記の要件を満たしている必要があります。

個人投資家要件

- I. 金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること
- II. 投資先スタートアップ企業が同族会社である場合には、特殊割合が大きいものから第3位までの株主グループの特殊割合を順に加算し、その割合が初めて50%超になるときにおける株主グループに属していないこと

スタートアップ企業要件

主な要件は、以下の通りです。

要件	優遇措置A	優遇措置B
I	創業（設立）5年未満の中小企業であること	創業（設立）10年未満の中小企業であること
II	設立経過年数（事業年度）に応じた一定の要件を満たすこと	設立経過年数（事業年度）に応じた一定の要件を満たすこと
III	外部（特定の株主グループ以外）からの投資を1/6以上取り入れている会社であること	
IV	大規模法人やその子会社等に支配されてないこと	
V	未登録・未上場の株式会社で風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと	

実際に要件を満たしているかを確認する場合は、中小企業庁が掲載している「エンジェル税制 企業要件判定シート」を利用することで、簡単にセルフチェックが可能です。適用をご検討の方は、下記URLより該当シートをダウンロードの上、ご活用ください。

中小企業庁「企業要件判定シート」(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/dl/sheet_enterprise.pdf)

5. まとめ

今回は、スタートアップ企業支援のための個人投資家向け優遇措置として、「エンジェル税制」を取り上げました。エンジェル税制には、本稿で解説した取扱いのほかに、一定の要件を満たすことで適用できる非課税特例も用意されています。これらを活用することで、投資に伴う税負担を大きく軽減できる可能性があります。スタートアップ企業への投資を検討している個人投資家の方や、資金調達を目指す企業にとって、本制度は有力な選択肢の一つといえるでしょう。もっとも、エンジェル税制の適用には、細かな要件や手続上の注意点が伴います。制度を適切に活用するためには、事前に内容を十分に確認したうえで、専門家に相談することが重要です。



ご存知ですか？

お問合せ先

AKJ Partners
税理士法人AKJパートナーズ 福岡オフィス
税理士：富永・稲富
福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル9F
TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351

お問合せはこちら▶